

令和6年3月

<自家用係からお知らせ>

電気事業法に係る申請・届出者の皆様へ

九州産業保安監督部
電力安全課 自家用係

電気事業法に係る申請・届出について（お願い）

平素より、産業保安行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

自家用電気工作物に係る電気事業法に基づく申請、届出の際にご留意いただきたい点をとりとめました。書類作成の際、ご活用いただければ幸いです。

なお、申請書・届出等については、FAX・電子メールによる受け付けや事前確認等は実施しておりませんので、あらかじめご了承ください。

1. 共通（電子申請（保安ネット）及び紙申請）

(1) 自家用電気工作物の廃止は、次の手続きが必要となります。

① 事業場全体の廃止は、「自家用電気工作物廃止報告書」

② 発電所（常用発電機）のみの廃止は、「発電所廃止報告書」

③ 発電所の一部の発電機を廃止する場合は、「発電所出力変更報告書」

④ ばい煙発生施設となる発電機のみ廃止は、「ばい煙（騒音・振動）発生施設廃止届出書」

(2) 事業場の移転の際は旧事業場の廃止手続き及び新事業場で新たに主任技術者及び保安規程の手続き（廃止新設）を行ってください。

(3) 法人の代表者変更の場合は、保安規程の変更手続きとなりますが、個人の場合、保安規程の変更手続きではなく、廃止新設の手続きになります。

(4) 建物の売買で事業場の所有者が変更される際は、新しい所有者から「主任技術者選任又は解任届出書」、「保安規程届出書」を、これまでの所有者から「自家用電気工作物廃止報告書」の提出をお願いします。

(5) 申請・届出は「遅滞なく」行う必要があるため、申請・届出内容が古いものに関しては、提出日や変更年月日等を遡らずに「遅延理由書（任意様式）」を添付してください。なお、遅延理由書には、以下の項目を記載してください。

① 経緯（時系列に事実を並べてください。）

② 遅延した理由・原因

③ 改善または再発防止策

(6) 選任許可申請、兼任承認申請、外部委託承認申請は、許可または承認がされた時点で、主任技術者に選任されたこととなります。人事異動の際にはご注意ください。

